

京都美術工芸大学

対面授業実施における
感染症拡大予防のためのガイドライン

2020. 5. 27 作成

2020. 8. 31 改定

目次

1. 対面授業の実施・受講について

- ① 対面授業とオンライン授業について
- ② 対面授業実施科目について
- ③ 学生の通学について
- ④ 感染拡大予防マニュアルの取り扱いについて
- ⑤ 科目ごとの Classroom のクラスページについて

2. 学生に対する要請

- ① 生活様式について
- ② 帰省している学生の移動について
- ③ 新型コロナウイルス接触確認アプリ等の利用

3. 大学構内の施設利用について

- ① 各施設における感染拡大防止対策の共通事項
- ② 実習室・ゼミ室の利用
- ③ 講義室の利用
- ④ 図書館の利用
- ⑤ アクティブラーニングの利用
- ⑥ カフェテリアの利用

4. 課外活動等について

ガイドラインの趣旨

京都府は、大学生数が14万人を超え、都道府県別の人口当たりの学生数は、東京を上回って日本一となる大学の街であり、また、その7割以上が府外からの入学生であることから、京都府における大学及び大学生の存在は、平時はもとより、感染症対策においても非常に重要な位置を占めています。

本学においては、在学生の約16%が京都府内、約40%が隣接4府県(滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県)から通学し、在学生全体の約36%が下宿生となっています。これを踏まえ、対面授業の再開に向けてのガイドラインを制定しました。また、ガイドラインを基に感染拡大予防マニュアルを作成し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行ったうえで、一部の実習・演習科目についての対面授業を実施します。

学生・教職員の皆さまには、本ガイドライン及び感染拡大予防マニュアルを熟読の上、健康・安全を守り、感染拡大を防ぐために京都美術工芸大学の一員としての自覚をもって、慎重に行動するよう求めます。

2020. 8. 31

京都美術工芸大学長
新型コロナウイルス対策本部長
新谷 裕久

1. 対面授業の実施・受講について

対面授業を実施・受講する際は、本ガイドライン及び感染拡大防止マニュアルを遵守し、教室等の消毒の徹底、会話時等のマスク着用、3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保など、感染拡大予防の対策を行う。

① 対面授業とオンライン授業について

学内に滞在する学生数を50%以下となるよう、学年・曜日ごとに対面授業とオンライン授業の時間割を調整する。また、3限目を空けるなどして、通学時間を分散できるよう配慮する（時間割を参照）。

例. 2020年度後期

※オ：オンライン授業 対：対面授業

2020年度		月		火		水		木		金	
後期		AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
1年	美工	オ	対	オ		オ	対	オ		対	オ
	建築	オ	対	オ		オ	対	オ		オ	
2年	美工	オ		対		オ		対	オ	オ	
	建築	オ		対		オ		対	オ	オ	
3年	美工	オ		オ		対	オ	オ	対	オ	対
	建築	オ		オ		対	オ	オ	対	オ	対
4年	美工	コース、ゼミごとに対面・オンラインを併用する									
	建築										

② 対面授業実施科目について

学生用 web 掲示板にて対面で実施する科目とオンラインで実施する科目の一覧を掲載する。

③ 学生の通学について

終日オンライン授業となる曜日	自宅で受講
午前が対面授業となる曜日	対面授業終了後は帰宅できる学生は帰宅し、午後のオンライン授業を自宅で受講
午後が対面授業となる曜日	午前のオンライン授業を自宅で受講後、午後の対面授業にあわせて通学

※通学時間等により午前・午後の移動が難しい場合は、学内指定教室でオンライン授業を受講可能とする。

※通信環境のトラブル等により一時的に自宅でオンライン授業の受講が困難になった場合も、学内の指定教室で受講可能とする。

④ 感染拡大予防マニュアルの取り扱いについて

教職員及び学生は、感染拡大予防マニュアルを熟読し、登校する際に持参もしくは電子データでいつでも閲覧できるよう周知する。また、各教室や共用エリア等に設置する。

⑤ 科目ごとの Classroom のクラスページについて

- ・対面科目・オンライン科目共に全開講科目のクラスページを作成する。
 - ・クラスコードについては別途 web 掲示板にて告知する。
- ※科目内グループワークごとに新たにクラスが作成されることがある。

2. 学生に対する要請

① 生活様式について

- ・「3つの密」となる場所を避ける。
- ・大人数での会食や飲み会を避ける。また、飲食店等の利用時には、自己適合宣言マークの表示に留意する。
- ・不要不急の帰省や旅行などを避ける。
- ・接触確認アプリや自治体独自の通知システム等を利用する。
- ・専門家会議で示された「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」により、感染拡大を予防する新しい生活様式を取り入れる（[資料1](#) 参照）。
- ・アルバイトについては勤務先の感染拡大予防ガイドラインに従って行動する。

② 帰省している学生の移動について

帰省している学生が京都府内やその周辺の下宿等に移動する場合、また下宿等から実家等へ移動する場合は、適切な感染拡大予防の取り組みを行う。

③ 新型コロナウイルス接触確認アプリ等の利用

- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」／厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000647648.pdf>
- ・ 京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」／京都府
<https://www.kocotoro.jp/>
https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/20200707kocotorochirashi_kairyouban.pdf
- ・ 大阪コロナ追跡システム／大阪府
http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_covid19/index.html

3. 大学構内の施設利用について

① 各施設における感染拡大防止対策の共通事項

- (1) 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）を回避する。
 - ・ 人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保する。
 - ・ マスクを着用(教職員、学生及び来学者)する。
 - ・ 至近距離や大声での会話、マスク不着での会話はしない。
 - ・ 施設の換気(窓を開ける、24時間換気設備、扇風機の使用)を行う。
- (2) 症状のある方の入構制限
 - ・ 登校前に検温を行い、37.5℃以上もしくは体調に不安のある場合は登校しない。
 - ・ 必要に応じて教職員による非接触型体温計による検温を行う。
 - ・ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入構しない。
 - ・ 授業中、体調が悪くなった場合は担当教員に症状を報告し、すみやかに下校する。
- (3) 施設の消毒等
 - ・ 入口及び各施設内の手指消毒用アルコールを設置する。
 - ・ 複数の手が触れる場所を適時消毒する。
 - ・ 他人と共有する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。

(4) トイレ

- ・不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレの便座・ふた、ホルダなど)は大学清掃員が毎日、清拭消毒を行う。
- ・トイレのふたを閉めて汚物を流す。
- ・ハンドドライヤーは使用禁止とする。

(5) 教室

- ・使用する教室の席は、可能な限り距離を確保し、対面としないようにする。
- ・適切な換気を行うとともに、施設・設備の消毒を大学清掃員が毎日行う。
- ・24時間換気設備がある教室については、24時間換気を行う(平常時から継続)。
- ・学生同士の大声での会話を行わない。

(6) 休日の施設利用

ガイドライン・マニュアルを遵守することで利用を認める。

- ・実習室…9:00-17:00
- ・ゼミ室…9:00-17:00
- ・カフェテリア…9:00-17:00

※入学試験を実施する日は終日入構禁止のため利用不可(別途掲示)

② 実習室・ゼミ室の利用

- ・実習中は、担当教員の指示に従い、適切な対人距離を確保する。
- ・共有の道具・器具の使用時前後は、必ずアルコール消毒・手洗いをを行う。
- ・ガイドライン及びマニュアルを遵守しない学生は、指導教員の判断で実習等を中止し、帰宅させる。
- ・入退室の把握のため、各実習教室及びゼミ室入口もしくはその付近に入退室管理台帳を設置する。学生は台帳の記入例に従って、入室時・退出時を記入する。

③ 講義室の利用

- ・オンライン授業は原則として自宅での受講のため、各講義室で授業は実施しません。
- ・登校対象授業終了後は速やかに下校する。ただし、自宅が遠方であり、自宅受講が困難な学生は、学内での受講を認める。
- ・学内でのオンライン授業受講のための講義室を指定する。指定教室は web 掲示板等にて告知する。なお、利用状況等に応じ、利用可能教室を追加・変更する場合がある。
- ・適切な対人距離を取り、私語を慎み、他の人の迷惑にならないように受講する。

④ 図書館の利用

- ・入館を予約とし、入館者数を制限する。
- ・入館後の滞在時間を 30 分とする。
- ・入退出時や図書館内の移動においても人と人との十分な距離を確保する。
- ・郵送での貸出、所蔵文献のコピー等のサービスを継続して実施する。
- ・利用やサービスの変更等があれば、web 掲示板等で告知する。

⑤ アクティブラーニングの利用

- ・席数を減らし、1 テーブルにつき 3 名までの利用とする。
- ・共用ディスプレイは撤去する。

⑥ カフェテリアの利用

- ・座席数を減らし、配置を変更する（定員 60 名）。
- ・可能な限り距離を確保し、対面としないようにする。
- ・混雑時には入場制限を実施する。
- ・利用可能時間は 8 : 00 ~ 20 : 00 とする。
- ・食堂の営業は「飲食店における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守するかたちで行う。

4. 課外活動等について

- ・クラブ・サークルの活動は、感染拡大防止の対策を講じた上での活動を認める。
- ・各クラブ及びサークルの長は、活動の状況把握ができるよう、活動日時・場所・参加者・活動内容などを記録する。
- ・他大学や外部団体に所属しての活動への参加については、主となる大学や団体が定めるルールに従う。
- ・学外の施設を利用する場合は、利用施設の使用ルールに従う。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定